



自転車の

ながら運転・

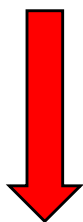
酒気帯び運転 厳罰化！！



長野県自転車
安全・安心PRキャラクター
風野りん
イラスト/雨宮理真

「ながら運転」の罰則が強化！！

【改正前】 罰則：5万円以下の罰金



【改正後】

- スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合
- スマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合

罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金

- 「ながら運転」をして交通の危険（交通事故等）を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役または30万円以下の罰金

「酒気帯び運転」にも罰則が適用！！

自転車の飲酒運転は、「酒酔い運転」に限り罰則が規定されていましたが、改正により「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます。

※酒気帯び運転⇒呼気1ℓ中0.15mg以上または血液1ml中0.3mg以上のアルコールを体内に保有した状態で運転する行為

【改正前】 罰則：なし



【改正後】

罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金

※自転車を提供した人や酒類を提供した人、同乗した人も罰則の対象となります。